

栃木市小規模物品等契約希望者登録の申請をされる方へ

(新規登録者向け)

1 小規模物品等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、栃木市物品購入等入札参加者資格審査の申請を行っていない方を対象とした登録制度で、市が発注する1回あたりの受注金額が50万円未満の物品等の納入、役務の提供等の契約を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) 発注の際には、原則として複数の業者による見積り合せを行い、最低価格を提示した方と契約することになります。
- (3) 契約後は、栃木市財務規則、その他関係法令に基づき、信義に従い誠実に履行していただくことになります。

2 登録できる方

栃木市内に主たる事業所を有し、市税を完納している方。

ただし、次のいずれかに該当する方は登録できません。

- (1) 個人事業者にあっては、小規模物品等契約を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない方
- (2) 個人事業者にあっては、破産者で復権を得ていない方
- (3) 市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている方
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方

※「営業に必要な許可・登録・届出の例示」を参照してください。

3 登録申請の方法

登録を希望する方は、小規模物品等契約希望者登録申請書に次の書類を添えて、持参または郵送の方法により提出してください。登録できる希望業種は、「令和7・8年度小規模物品等契約希望者登録 業種区分表」のうち3業種以内です。

- (1) 市税の完納証明書（申請時点で発行日から3か月以内のもの、写し可）
※法人の場合は法人の完納証明書。個人事業者の場合は代表者個人の完納証明書。
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
※参照「営業に必要な許可・登録・届出の例示」
- (3) 取扱品目報告書（任意提出。希望業種について、より詳細な内容を記載したい場合のみ作成し、提出してください。）
- (4) 誓約書

4 登録申請の受付期間等

- ・受付期間 … 令和6年10月28日（月）～11月15日（金）（閉庁日を除く。）
上記の期間以降の申請については、随時受付します。
- ・受付時間 … 午前9時～午後5時（持参する場合）

5 登録の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和7年4月1日以降に登録申請をされた方は、登録になった日から令和9年3月31日までが有効期間となります。

6 名簿に登録されると

小規模物品等契約希望者登録名簿は、庁内に公開し、小規模物品の購入、役務の発注の際の業者選定に活用されます。ただし、この名簿に登載されても指名や契約を約束するものではありません。

7 登録事項の変更等

登録名簿に登載された方で、有効期間内に登録事項に変更があったときは、小規模物品等契約希望者登録事項変更届を、事業を中止または廃止したときは、小規模物品等契約希望者登録中止（廃止）届を速やかに提出してください。

8 問合せ・送付先

〒328-8686 栃木市万町9番25号

栃木市 経営管理部 契約検査課 契約係（市役所3階・3C-7番窓口）

TEL 21-2361 FAX 21-2674